

那珂市読書活動推進計画（案）

（平成26～30年度）

平成26年3月

那珂市

目 次

I	計画策定の目的と背景	2
II	基本方針	2
III	計画の対象	3
IV	計画の位置づけ	3
V	計画期間	3
VI	実施計画及び施策	4
1	市民が読書に親しむ機会の提供及び充実	4
(1)	家庭における子どもの読書活動の推進	4
(2)	市立図書館における子どもの読書活動の推進	4
(3)	学校における子どもの読書活動の推進	6
(4)	大人の読書活動の推進	7
(5)	ボランティア団体・個人の活動に対する支援	7
2	地域・学校等の場における読書環境の整備	8
(1)	市立図書館の資料・サービスの充実	8
(2)	保育所・幼稚園・子育て支援センターにおける読書活動の推進	9
(3)	学童保育所における読書活動の推進	10
(4)	学校図書館の「学習情報センター」機能の充実	11
(5)	学校図書館の活性化を図るための体制整備	12
3	読書活動に関する理解と関心の普及	12
(1)	啓発・広報活動の推進	12
VII	計画を推進する体制	13
(1)	那珂市図書館協議会	13
(2)	読書活動推進会議	13

◆関係資料◆

◎	子どもの読書活動の推進に関する法律	14
◎	衆議院文部科学委員会における附帯決議	16
◎	子どもの読書活動の推進に関する法律の施行について（文部科学事務次官通知）	17
◎	学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について（文部省初等中等教育局長通知）	21

◆アンケート資料◆

◎	来館者アンケート調査・結果	24
◎	市民アンケート調査・結果	30
◎	ブックスタートアンケート調査・結果	32

I 計画策定の目的と背景

近年、子どもを取り巻く社会環境は急速に変化しています。核家族化・少子高齢化など家族の形態が変化し、それに伴い地域社会における人間関係の希薄化が進みました。また、社会の情報化や技術の進展はめざましく、テレビゲーム・インターネット・携帯電話等の急速な普及による情報化社会の進展は、活字離れ・読書離れが懸念されています。

読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができない活動です。乳幼児からの発達段階に応じた適切な読書活動は、子どもの健やかな成長や人格形成に大きな影響を与えます。

子どもを取り巻く現代の環境では、身近に本を置くだけでは、必ずしも子どもが本を読むとは限らなくなりました。子どもの自主的な読書活動とともに、周囲の大人が子どもと本をつなぎ読書の喜びや魅力を伝えることが重要になります。また、平成23年3月に発生した東日本大震災後、被災地の多くの子どもたちが不安に直面していた際、全国から寄附された本や絵本が子どもたちの心のよりどころとなり、生きる希望を与えたことから、読書活動は、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となることが改めて認識されています。

このようなことから、家庭・地域・学校など社会全体で読書活動の環境づくりを整備するため、那珂市読書活動推進計画を策定します。

II 基本方針

次の3つの基本方針の下、読書活動の推進に取り組みます。

1 市民が読書に親しむ機会の提供及び充実

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したり、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探究心や真理を求める態度が培われます。このため、子どもの読書環境をより充実させるため、学校・保育所・幼稚園・子育て支援センター等と連携・協力し、読書に親しむ機会の提供及び充実に努めるとともに、自分の自由となる時間に生活の一部として読書を取り入れ、文化的で生きがいのある暮らしができるよう読書活動の推進に取り組みます。

2 地域・学校等の場における読書環境の整備

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進が必要です。まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関が相互に協力を図りつつ、取組を推進することが求められます。

3 読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人から民話、わらべ歌、絵本等の話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていきます。このように、子どもが自主的な読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者・教員・保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。このため、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図ります。

Ⅲ 計画の対象

那珂市に在住するすべての人とします。

Ⅳ 計画の位置づけ

この計画は、国の『子どもの読書活動の推進に関する法律』及び茨城県の「いばらき子ども読書活動推進計画」に基づき、「那珂市第1次総合計画後期基本計画」との整合性を図りながら、那珂市における読書活動の推進状況を踏まえ、読書活動に関する施策の基本方針と具体的な取組を明らかにするものです。

Ⅴ 計画期間

平成26年度から30年度までの5年間とします。

なお、この計画は必要に応じて随時見直しを行います。

VI 実施計画及び施策

1 市民が読書に親しむ機会の提供及び充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

施策の方向

家庭は子どもの生活の場の基本であり、子どもが日常生活の中で自然に読書に親しむことができるように、親や子どもに関わる大人に読書の重要性について広く普及・啓発を図ります。

具体的な施策

●健康相談等での読み聞かせの推進

母子健康手帳交付や妊娠時の母親学級、4か月・7か月・12か月の乳児健康相談、1歳半及び3歳児健康診査等の場において、ことばの発達における語りかけ・読み聞かせの必要性について、保護者に普及・啓発を図ります。【健康推進課】

●ブックスタート¹の継続的な実施

親子の読書のきっかけづくりとして、4か月乳児健康相談時にボランティアによる絵本の読み聞かせと絵本をプレゼントすることにより、乳児期から絵本に親しむ習慣が身につくよう引き続き努めます。

【市立図書館】

●保護者会や子育て支援事業等での読書活動の推進

①さまざまな子育て支援事業をとおして、家庭における読み聞かせや子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について保護者に広く普及・啓発を図ります。【こども課】

②学校・保育所・幼稚園の保護者説明会等の場において、家庭における読書「家読（うちどく）」を奨励するなど、家庭における読書の重要性について普及・啓発を図ります。【こども課・学校教育課】

(2) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

施策の方向

市立図書館は、子どもにとって、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書に相談したりすることができる場所です。さらに、子

¹ 「ブックスタート」:「親子が絵本で喜びを分かちあおう」という呼びかけで1992年にイギリスで始まった運動。赤ちゃんと保護者が絵本を介してふれあう時間を持つきっかけとなります。

どもや保護者を対象としたおはなし会・イベント等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や、多様なボランティア活動等の機会や場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。このような取組は引き続き市立図書館において充実させていくことが求められています。

具体的な施策

●行事や企画の実施

①市立図書館は、毎年、子どもの読書の日（4月23日）を中心に、子どもの読書活動の推進を目的とした「こども図書館まつり」を行い、おはなし会や朗読会、子ども向けイベントを実施します。

【市立図書館】

②市立図書館は、茨城県推奨図書・みんなにすすめたい図書コーナー及び子どもが興味をもてるテーマを選んだ特集コーナー等を設けるなど、資料の展示を工夫します。【市立図書館】

●おはなし会の充実

市立図書館は、幼児・児童の保護者に対し、さまざまな機会をとらえ「おはなし会」をPRするとともに、子どもが本に出会う機会を増やすため、ボランティアや市立図書館員によるおはなし会を充実させます。また、「おはなし会」で使用することが多い紙芝居、大型絵本の充実を図るとともにホームページ等に所蔵リストの情報を提供し、学校・保育所・幼稚園・子育て支援センター等へ団体貸出を行います。

【市立図書館】

●関係機関との連携・協力

子どもの読書環境をより充実させるため、児童・青少年用図書等の収集に取り組むとともに、子どもの読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われるよう学校・保育所・幼稚園・子育て支援センター等と連携・協力します。【市立図書館】

●レファレンスサービス²の充実

市立図書館は、読書活動を推進するため、調べもののお手伝いや読書についての相談に応じたりするなど、レファレンスサービスの充実に努めます。【市立図書館】

² 「レファレンスサービス」：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務です。

●ホームページの充実

市立図書館は、ホームページに新刊案内、おすすめの本等の掲載、子ども向けのイベント案内等の各種情報の提供に努めます。

【市立図書館】

(3) 学校における子どもの読書活動の推進

施策の方向

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがいのない大きな役割を担っています。学習指導要領では、各教科等の学習を通じて、記録・説明・批評・論述・討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導が必要となります。このように、全ての子どもの読書活動を支援し、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていく読書活動の推進を学校は求められています。

具体的な施策

●司書教諭・学校図書館司書による資料提供等

司書教諭・学校図書館司書による適切な資料の提供、発達段階に応じた本の紹介を行います。【学校教育課】

●学校図書館ボランティア等の取組

学校図書館活動の充実を図るために、図書整理・本の修理・おはなし会等を行う学校図書館ボランティアを募り、学校図書館司書・ボランティア等による読み聞かせやブックトークを行います。

【学校教育課】

●読書活動の向上

みんなにすすめたい1冊の本推進事業（年間、小学校50冊・中学校30冊の読書）による読書達成率の向上を図ります。

また、朝の時間を利用した読書タイム、学校独自の読書賞を設けたりするなど、児童生徒の読書活動を推進します。【学校教育課】

●学校図書館の充実と団体貸出制度の活用

児童生徒が豊かな読書経験ができるように、児童生徒の知的活動を増進し、さまざまな興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料の整備に努めます。なお、各学校図書館に整備することが難しい図書資料については、市立図書館や県立図書館の団体貸出制度を積極的に活用します。【学校教育課】

(4) 大人の読書活動の推進

施策の方向

家族で図書館や書店へ行ったり、自宅で読書をしたりする姿を子どもたちに見せるなど、大人が本に触れあう行動は、子どもの読書活動推進にも大きな影響を与えます。また、自由となる時間が多い高齢者が生活の一部として読書を取り入れ、文化的で生きがいのある暮らしができるよう読書活動の推進に取り組みます。

具体的な施策

●市立図書館利用者の登録推進

市立図書館は、毎年、読書活動の推進を目的とした「図書館まつり」を行い、講演会やおはなし会・朗読会等の大人の読書活動を推進する行事や企画を実施し、新規利用者の登録を推進します。【市立図書館】

●図書資料の充実

多様な利用者の要望に十分留意し、資料リクエストなど市立図書館利用者のニーズに可能な限り迅速に対応し図書資料の充実に努めます。【市立図書館】

●大活字本等の充実

自分の自由となる時間が多い高齢者が生活の一部として読書を取り入れ、文化的で生きがいのある暮らしができるよう大活字本等の充実に努めます。【市立図書館】

●高齢者向け朗読会及び読書グループの活動支援

市社会福祉協議会や高齢者クラブ等に対し、高齢者向けの朗読会等の開催の働きかけ及び高齢者が生きがいのある生活を送ることができるよう読書グループへの読書活動等を支援します。

【市立図書館・市社会福祉協議会・生涯学習課】

(5) ボランティア団体・個人の活動に対する支援

施策の方向

市立図書館におけるボランティア活動は、市民の学習の成果を活用する場であるとともに、子どもの読書活動の充実にも大きな役割を果たしており、引き続き多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動が円滑に行えるよう取り組みます。また、ボランティア団体・個人の活動に対する支援として、学校・保育所・幼稚園・学童保育所等においてボランティア活動によるおはなし会・

図書修理・配架等が実施できるよう情報提供及び活動を支援します。

具体的な施策

●機材、研修等の支援

ボランティア活動に必要な機材の貸出、資料・情報等の提供、図書修理・おはなし会等のスキルアップ研修等の情報提供及び参加を支援します。【市立図書館】

●活動の支援

市立図書館・学校・保育所・幼稚園・学童保育所等においてボランティア活動によるおはなし会・図書修理・配架等が実施できるよう情報交換や交流の機会を提供します。

【市立図書館・こども課・学校教育課】

2 地域・学校等の場における読書環境の整備

(1) 市立図書館の資料・サービスの充実

施策の方向

市立図書館は、人間活動のあらゆる面に係わる資料を収集・提供することにより生涯にわたる学習を支援するため、資料の充実・確保に努めます。

具体的な施策

●多様な図書資料の充実

市立図書館は、多様な利用者及び住民の要望に留意し図書資料を整備するため、図書館資料選定委員会を設置して充実した図書館サービスに努めます。また、市民から有用な図書の寄贈を受け入れます。【市立図書館】

●市民の読書意欲を高める事業の企画

市立図書館は、読書活動の推進を目的とした「こども図書館まつり」・「図書館まつり」等における講演会やおはなし会・朗読会等の読書活動の行事を実施し、読書活動に対する興味・関心を促します。

【市立図書館】

●研修等の実施

司書としての専門的知識と技能習得のため、日本図書館協会、茨城県図書館協会等が開催する読み聞かせ・ブックトーク³等の各種研

³ 「ブックトーク」：テーマにそったいくつかの本を紹介したり、さまざまなジャンルの本を取り上げたりして、本に対する興味や関心を高め、子どもが読書好きになるきっかけづくりとして、効果的な手法です。

修に参加します。また、職場内における職員研修・ミーティングを定期的に実施し専門的知識の向上を図ります。【市立図書館】

●おはなし会の充実

絵本・紙芝居・エプロンシアター等のおはなし会をとおして、より本に親しみ、本の楽しさを味わうことができる子どもが育つよう努めます。【市立図書館】

●視覚障がい者・高齢者等のための資料の充実

視覚障がい者・高齢者及び外国人など特別な配慮を必要とする市民に対しては、市立図書館利用の際の介助・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館資料等の代読サービスの実施、点字図書や大活字本の収集、外国人のための外国語の絵本・図書資料の収集に努めます。【市立図書館】

●レファレンスサービスの充実

市立図書館は、読書活動を推進するため、調べもののお手伝いや相談に応じたりするなど、レファレンスサービスの充実に努めます。

【市立図書館】

●特集コーナーの充実

市立図書館は、子ども・青少年・大人が興味を持てる「しかけ絵本」「キャラクター絵本」「ブックスタートの絵本」「優良図書」等の特集コーナー、生活・趣味・話題等の「実用書」コーナーの充実に努めます。【市立図書館】

●団体貸出制度の推進

市立図書館では、団体貸出制度利用を推進し、子どもが身近に多様な分野の本にふれる機会を増やすことに努めます。【市立図書館】

●相互貸借サービスの周知・利用

市立図書館にない資料を県内の公共図書館から取り寄せられる相互貸借サービスをポスター掲示や配布物等を通して、周知します。また、利用者のリクエストに応じて他の図書館資料を利用するように努めます。【市立図書館】

(2) 保育所・幼稚園・子育て支援センターにおける読書活動の推進

施策の方向

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう保育所・幼稚園は、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づき、乳幼児が絵本や物語に

親しむ活動を積極的に行います。また、保護者に対しては、読み聞かせの重要性について普及・啓発を図ります。

具体的な施策

●読み聞かせ活動の推進

保育所・幼稚園等は、保護者・ボランティアの連携・協力による民話・わらべ歌・絵本等の読み聞かせ等の実施及び子どもが絵本等への興味をいさぐような環境づくりに努めます。【こども課・学校教育課】

●図書の実と団体貸出制度の活用

保育所・幼稚園等は、図書コーナーに絵本等の児童図書の充実を図るとともに保育所、幼稚園等に備え付けていない大型絵本、紙芝居等は市立図書館の団体貸出制度を活用し、多様な分野の本にふれる機会を増やすことに努めます。【こども課・学校教育課】

●研修会・講座の参加

保育士・教諭の読み聞かせ・ストーリーテリング⁴等の知識と技能修得のため、研修会や講座に参加します。【こども課・学校教育課】

●啓発活動の推進

保育所・幼稚園は、入所式・入園式や保育参観、保護者へのお便り等を通して、年齢の発達に見合った絵本や図鑑、読んであげてほしい絵本を紹介します。また、保護者自身が乳幼児期における絵本との出会いの意義を見出せるよう普及・啓発を図ります。

【こども課・学校教育課】

(3) 学童保育所における読書活動の推進

施策の方向

子どもが放課後から保護者が帰宅するまでの時間を過ごす施設においては、子どもたちが自由に本を選択して、読書活動ができる本との出会いの環境づくりが重要なため児童図書を充実します。

具体的な施策

●絵本や読み聞かせ活動の推進

読書の習慣が身につくように、絵本や読み聞かせ活動を推進します。

【こども課】

⁴ 「ストーリーテリング」: 話し手が本を介さずに、絵本や昔話の物語を自らのことばで聞き手に語ってきかせること。聞き手の子どもは、絵本の絵を見ないことで自由に想像力を膨らませることができます。

● 図書の充実と団体貸出制度の活用

保護者等からの寄贈によるものも含めて、学童保育所内に絵本・児童図書の充実を図るとともに市立図書館の団体貸出制度を活用し、多くの本との出会いを推進します。【こども課】

(4) 学校図書館の「学習情報センター」機能の充実
施策の方向

学校図書館は児童生徒にとって最も身近に本を親しみ活用できる役割を果たしている所であり、読書だけでなく調べ学習やグループ学習の際の重要な学習の場としての機能の充実を図れるよう資料を収集し、読書環境の整備に努めます。

そのためにも、学校図書館の運営に当たっては、司書教諭が中心となり、学校図書館司書・保護者・学校図書館ボランティア及び市立図書館との連絡を図り、それぞれの立場から、学校図書館の「学習情報センター」機能の充実を図ります。

具体的な施策

● 調べ学習等に活用できる学校図書館の推進

学校は、子どもの読書意欲を高め、調べ学習などに活用できる学校図書館を目指し、図書の分類や書架の工夫、本の紹介コーナーの設置等、本を選びやすいように本の置き方を工夫したり、本の借り方の手順の表示を工夫したりするなど児童生徒にとって読書を楽しみ、くつろげる空間を創出し利用しやすい環境づくりに努めます。また、図書の計画的な購入を進め、標準冊数を確保します。【学校教育課】

● 学校図書館司書の研修等の実施

学校図書館司書の専門的知識と資質向上のため、茨城県図書館協会等が開催する各種の研修に参加します。また、学校図書館司書等におけるミーティングを定期的の実施し専門的知識の向上を図ります。

【学校教育課】

● 学校図書館サービスの改善・充実

司書教諭と学校図書館に関する業務を担当する学校図書館司書が連携しながら、多様な読書活動を実施し、学校図書館サービスの改善・充実を図ります。【学校教育課】

(5) 学校図書館の活性化を図るための体制整備

施策の方向

本市の小中学校においては、12学級以上の学校には司書教諭が配置されており、学校図書館司書についても、複数校を兼務する体制で3人配置しています。

学校図書館がその機能を十分に発揮し、児童・生徒のみならず教師が学校図書館を有効に活用できるようにするために、学校全体で学校図書館の活用について共通理解を深め、司書教諭を中心に教科教諭や学校図書館司書等の協力体制の強化を図ります。

具体的な施策

●司書教諭・学校図書館司書の役割

学校図書館の運営に当たっては、司書教諭が中心となり、学校図書館司書と連携し、学校図書館の活性化を図ります。【学校教育課】

●ボランティア等の協力

ボランティアや保護者に、おはなし会・図書修理・配架等の協力を得て学校図書館の運営を支援します。【学校教育課】

3 読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 啓発・広報活動の推進

施策の方向

読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、啓発・広報活動を行います。「子ども読書の日 4/23」・「子ども読書週間 4/23～5/12」・「読書週間 10/27～11/9」において市立図書館・学校・保育所・幼稚園・子育て支援センター等で、その趣旨に沿った事業を実施することを通して、家庭・地域を通じた社会全体で読書の意義や重要性について理解を図ります。

また、子どもの読書活動に対する市民の意識が高まるよう、市立図書館・学校等がさまざまな情報を提供し広く普及・啓発を図ります。

具体的な施策

●イベントの実施

「子ども読書の日 4/23」・「子ども読書週間 4/23～5/12」・「読書週間 10/27～11/9」の周知と効果的なイベントを図書館で実施し、市民の読書活動に対する興味・関心を高めます。

【市立図書館・こども課・学校教育課・生涯学習課】

●情報の提供

広報なか・広報なか「おしらせ版」・市立図書館報「ライブラリー通信」・市立図書館ホームページ等の広報媒体を通じて、読書活動推進のイベントや「みんなにすすめたい図書」等の情報を広く提供します。

【市立図書館】

●推奨・有益図書の周知

子どもの発達段階に応じた茨城県推奨図書及び青少年の健全育成に有益な図書等の特集コーナーを整備し、ポスター掲示や配布物等を通して周知を図ります。

【市立図書館・こども課・学校教育課・生涯学習課】

●市立図書館見学・職場体験の受け入れ

市立図書館は、小学校・保育所・幼稚園の社会科学習等における見学、中学校・高等学校の職場体験を受け入れます。

【市立図書館・こども課・学校教育課】

●ポスター等の掲示

コミュニティセンターや地区交流センター等の施設内へのポスター掲示や配布物等を通して、市民の読書活動に対する興味・関心を高めます。【市立図書館・市民協働課】

VII 計画を推進する体制

(1) 那珂市立図書館協議会

本計画の進捗状況を総合的かつ定期的に評価し、効果的な読書活動推進の取組について意見交換を行い、必要があれば計画の見直しを提言します。

(2) 読書活動推進会議

読書活動推進会議は、市民協働課、こども課、健康推進課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び担当グループ長並びに社会福祉協議会事務局長をもって構成し、本計画に基づく事業を実施する中で、取り組むべき本計画の進捗状況及び課題を検証し、具体的な解決策を討議するなど関係部署との連携を図り、市民の読書活動を円滑に推進します。

◎子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日、法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ど

も読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

◎衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

◎子どもの読書活動の推進に関する法律の施行について
(文部科学事務次官通知)

13文科ス第369号
平成13年12月12日

各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
国立久里浜養護学校長
国立教育政策研究所長
放送大学長
日本芸術文化振興会長
各都道府県教育委員会
各政令指定都市教育委員会
各都道府県知事
各政令指定都市市長
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長 殿
独立行政法人国立青年の家理事長
独立行政法人国立少年自然の家理事長
独立行政法人国立女性教育会館理事長
独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長
独立行政法人教員研修センター理事長
独立行政法人国立科学博物館理事長
独立行政法人国立博物館理事長
独立行政法人国立美術館理事長
独立行政法人国立国語研究所長

文部科学事務次官
小野元之

子どもの読書活動の推進に関する法律の施行について（通知）

先の第153回国会において、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「法」という。）が成立し、別添のとおり、平成13年12月12日付けをもって、法律第154号として公布され、同日施行されました。

その制定の目的、内容及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了解の上、子どもの読書活動の推進に向けた御理解と取組をお願いします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、市町村長、所管又は所轄の学校及び学校法人、関係団体等に対しても、本法の制定の目的、内容等について御周知くださいますようお願いいたします。

なお、本法については、附帯決議がなされておりますので、あわせて通知し

ます。

記

第1 目的（法第1条関係）

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものであること。

第2 内容

1 基本理念（法第2条関係）

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないこと。

2 国及び地方公共団体の責務（法第3条及び第4条関係）

- (1) 国は、上記1の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。（法第3条関係）
- (2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（法第4条関係）

3 事業者の努力（法第5条関係）

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

4 保護者の役割（法第6条関係）

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

5 関係機関等との連携強化（法第7条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に

実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

6 子ども読書活動推進基本計画（法第8条関係）

- (1) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 上記(2)は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用すること。（第3項関係）

7 都道府県子ども読書活動推進計画等（法第9条関係）

- (1) 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならないこと。（第3項関係）
- (4) 上記(3)は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用すること。（第4項関係）

8 子ども読書の日（法第10条関係）

- (1) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けること。（第1項関係）
- (2) 子ども読書の日は、4月23日とすること。（第2項関係）

(3) 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。(第3項関係)

9 財政上の措置等(法第11条関係)

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

10 施行期日(附則関係)

この法律は、公布の日から施行すること。

第3 留意事項

1 国においては、子ども読書活動推進基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施していくこととしているが、各地方公共団体においても、当該地域における子どもの読書活動の推進状況等の実情を踏まえ、自主的判断により、子ども読書活動推進計画を策定し、関連施策を推進するよう努められたいこと。

2 国においては、子ども読書の日の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業を実施することとしているが、各地方公共団体においても、当該地域の実情等に応じて、自主的判断により、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努められたいこと。

第4 衆議院文部科学委員会における附帯決議

(16ページ参照)

◎学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について
(文部省初等中等教育局長通知)

文初小第447号
平成9年6月11日

附属学校を置く各国立大学長
各都道府県教育委員会
各都道府県知事
国立久里浜養護学校長

殿

文部省初等中等教育局長
辻 村 哲 夫

学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について (通知)

このたび、別添のとおり、「学校図書館法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が平成9年6月11日法律第76号をもって公布され、同日から施行されました。

また、「学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令」(以下「規模政令」という。)が、平成9年6月11日政令第189号をもって公布され、同日から施行されるとともに、あわせて「学校図書館司書教諭講習規程」(昭和29年文部省令第21号)の一部が改正されました。

これらの法令改正等は、学校図書館の重要性に鑑み、その運営の中心的な役割を担う司書教諭の計画的な養成・発令を促進し、もって学校図書館の一層の充実を図ることを目的としたものであります。

改正法令等の概要及び留意事項は下記のとおりですので、今後、これらの改正法令等の趣旨に沿って司書教諭の計画的な養成・発令の促進等に努めるとともに、管下の学校に対して御指導願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、管下の市町村教育委員会に対しこれらのことを通知し、改正法令等の趣旨を徹底されますよう御配慮願います。

記

1 改正法令等の趣旨

学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能とともに、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには創造力を培い学習に対する興味・関心等を呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能を果たし、学校教育の改革を進めるための中核

的な役割を担うことが期待されている。特に、これからの学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等を育むことが求められており、学校図書館の果たす役割はますます重要になってきている。

学校図書館法（以下「法」という。）においては、学校図書館の中心的な役割を担う司書教諭の設置を当分の間猶予することとされてきたが、今後の学校図書館の役割の重要性に鑑み、司書教諭の養成・発令を一層促進するため、学校（法第2条の「学校」をいう。以下同じ。）における司書教諭設置の猶予期を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成15年3月31日までの間とするとともに、司書教諭養成のための講習を行う機関の拡充を図ることとしたものである。

2 改正法令等の概要

(1) 司書教諭講習に関する事項（法第5条関係）

司書教諭講習については、これまで文部大臣の委嘱を受けた大学で行うこととされていたが、大学に加えて大学以外の教育機関も、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとしたこと。

(2) 司書教諭設置の猶予期間に関する事項（法附則第2項及び規模政令関係）

司書教諭設置の猶予期間が平成15年3月31日までの間とされる学校を、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の生徒の数を300で除して得た数とを合計した数）が11以下の学校（以下、「11学級以下の学校」という。）を除くすべての学校としたこと。

3 留意事項

(1) 司書教諭については、これまでも昭和32年5月2日付け委初第165号、平成5年10月27日付け文初小第336号及び平成7年9月18日付け文初小第357号等により発令の促進を促してきたところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、今後は、司書教諭有資格者の養成・確保及びその発令をより一層計画的に推進するよう努めること。

(2) 改正法令等では、11学級以下の学校においては当分の間司書教諭を置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の重要性に鑑み、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう努めることが望まれること。

(3) 司書教諭がその職責を十分に果たせるよう、校内における教職員の協体制の確立に努めること。その際、各学校の実情に応じ、校務分掌上の工夫を行い、司書教諭の担当授業時間数の減免を行うことは、従来と同様、可能であること。

(4) 司書教諭講習を実施する教育機関としては、例えば、各都道府県及び市

町村の教育センター等が考えられること。

- (5) 学校図書館担当の事務職員は、図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務・会計等の職務に従事しているものであり、その役割は、司書教諭の役割とは別個のものであることに留意すること。
- (6) マルチメディア時代に対応した学校図書館のより一層の充実と利用の促進を図るため、図書館資料や視聴覚機器、情報機器の整備に努めるとともに、公共図書館との連携や地域のボランティアの活用等による開かれた学校図書館づくりを推進するよう努めること。

来館者アンケート調査・結果

○実施期間：平成25年2月19日（火）～2月24日（日）までの6日間

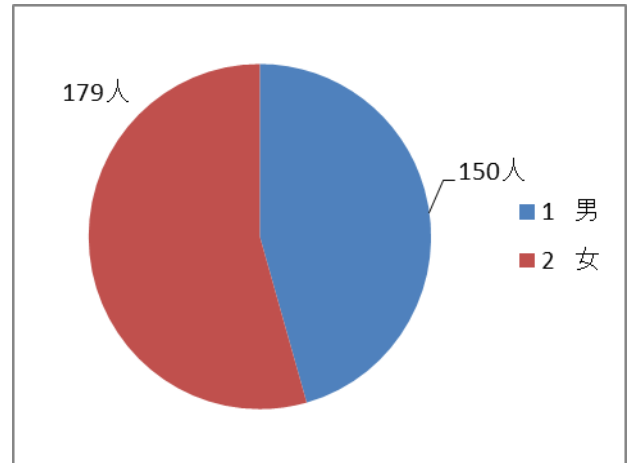
○実施方法：来館者にアンケート用紙を手渡

来館者が置いてあるアンケート用紙を記入

○アンケート結果

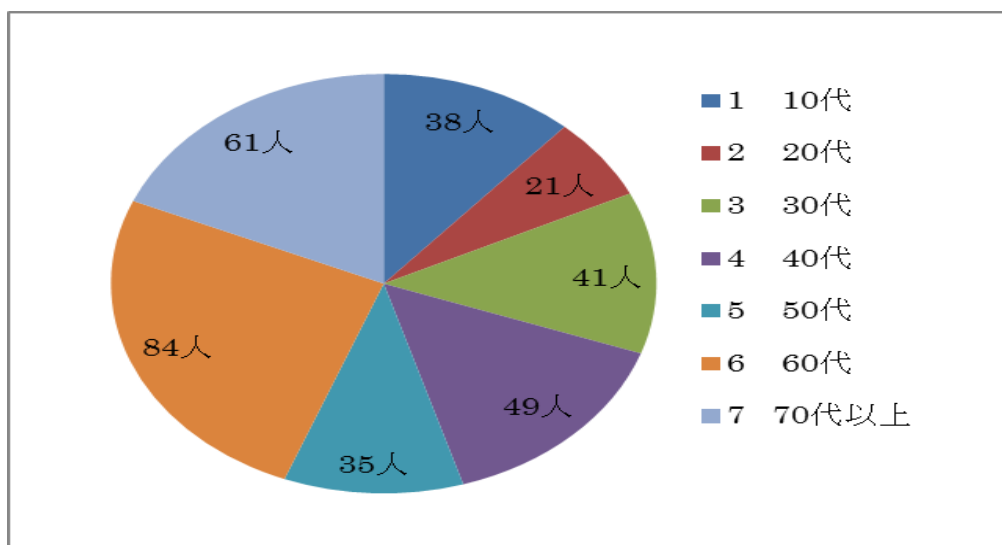
1. 性別を選んでください

選択肢	回答数	構成比
1 男	150人	46%
2 女	179人	54%
合計	329人	100%



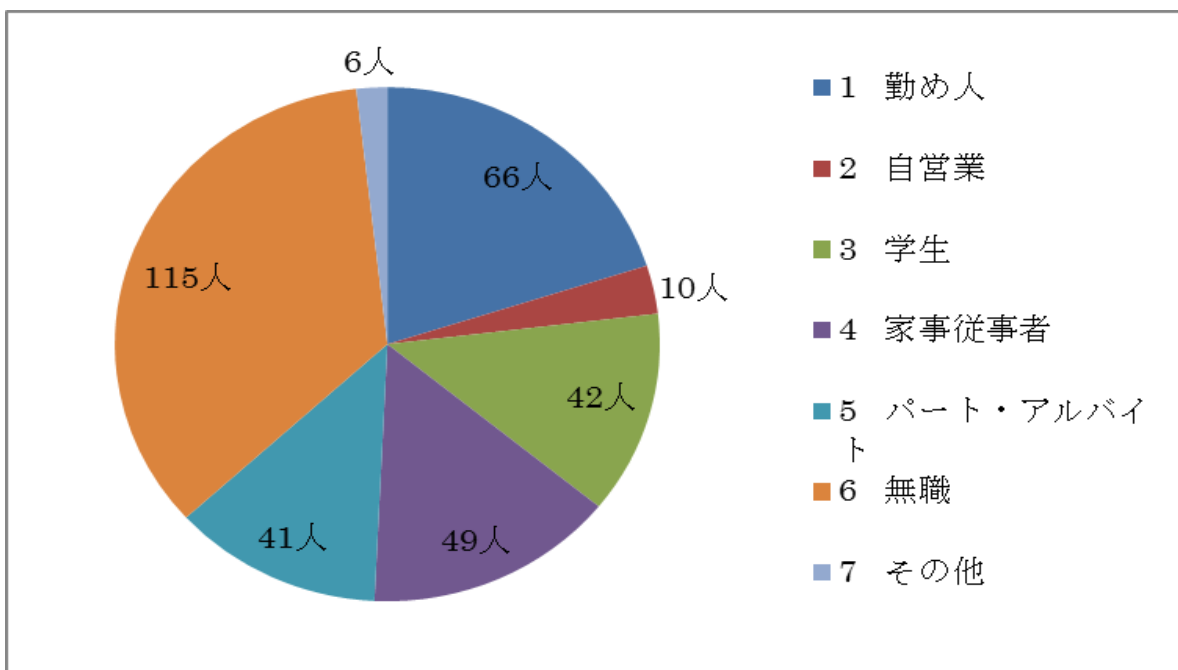
2. 年代を選んでください

選択肢	回答数	構成比
1 10代	38人	12%
2 20代	21人	6%
3 30代	41人	12%
4 40代	49人	15%
5 50代	35人	11%
6 60代	84人	26%
7 70代以上	61人	19%
合計	329人	100%



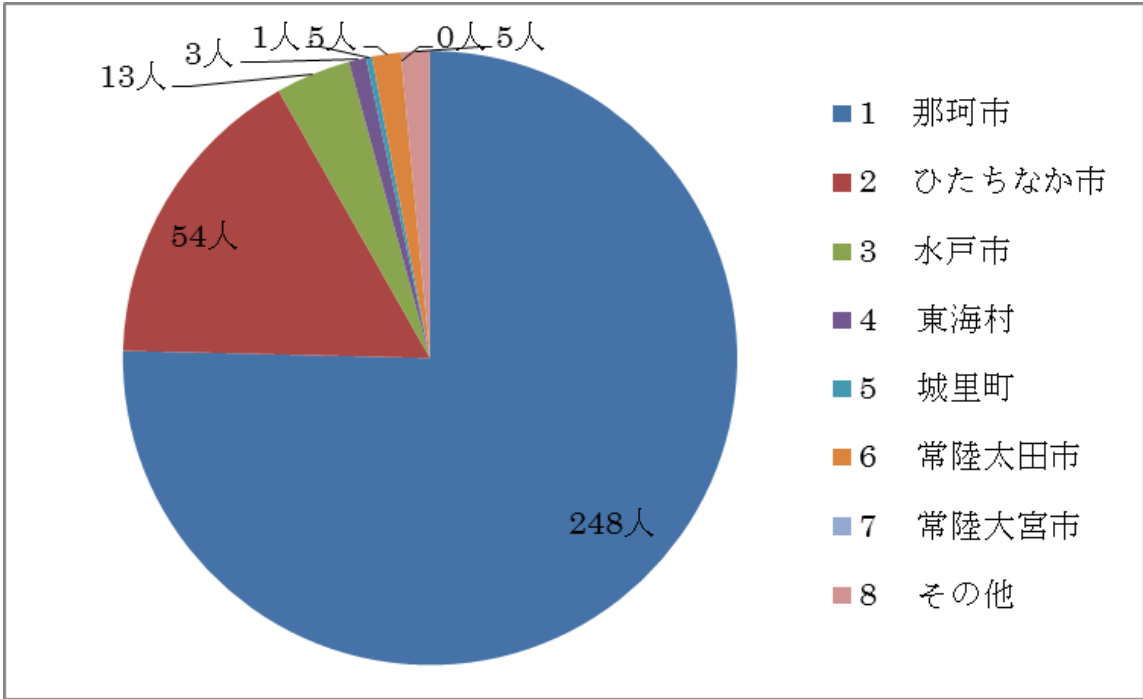
3. 職業を選んでください

選択肢	回答数	構成比
1 勤め人	66人	20%
2 自営業	10人	3%
3 学生	42人	13%
4 家事従事者	49人	15%
5 パート・アルバイト	41人	12%
6 無職	115人	35%
7 その他	6人	2%
合計	329人	100%



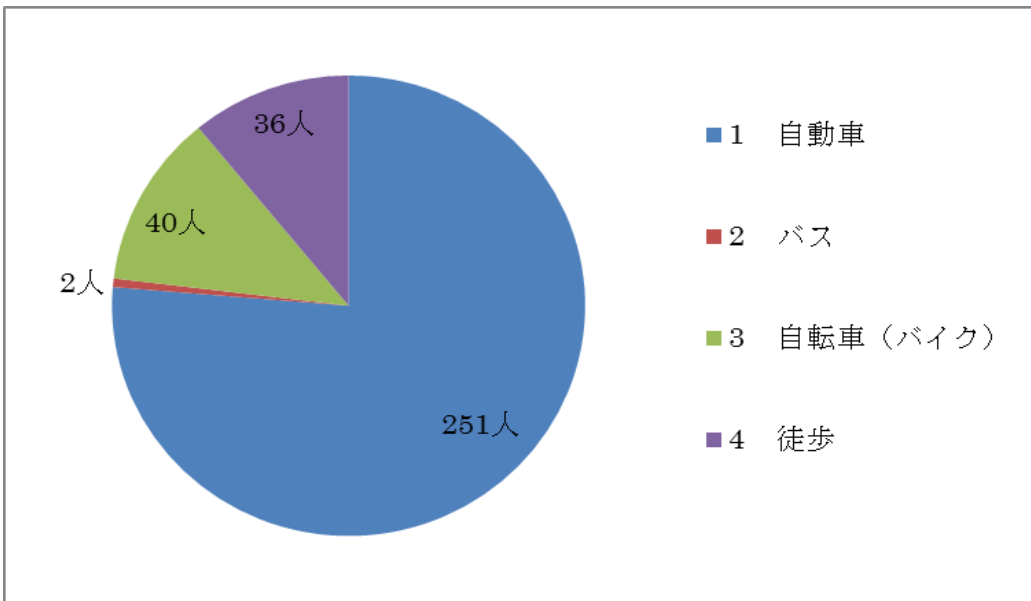
4. 住所を選んでください

選択肢	回答数	構成比
1 那珂市	248人	75%
2 ひたちなか市	54人	16%
3 水戸市	13人	4%
4 東海村	3人	1%
5 城里町	1人	0%
6 常陸太田市	5人	2%
7 常陸大宮市	0人	0%
8 その他	5人	2%
合計	329人	100%



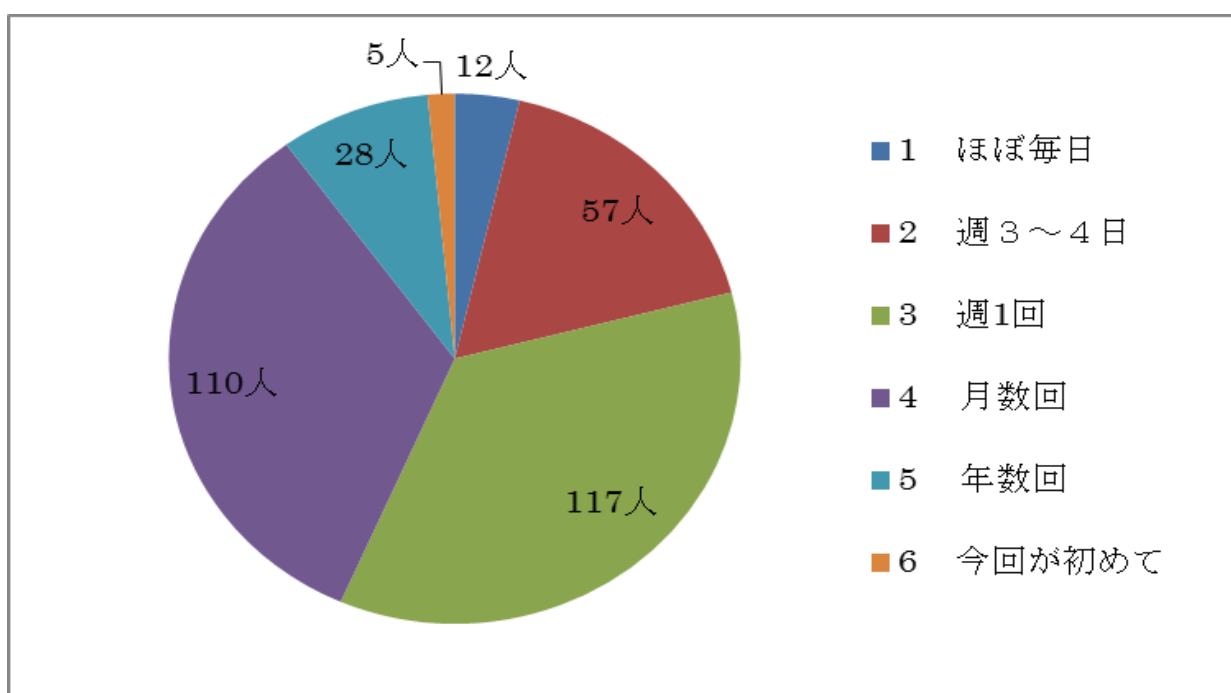
5. 交通手段を選んでください

選択肢	回答数	構成比
1 自動車	251人	76%
2 バス	2人	1%
3 自転車（バイク）	40人	12%
4 徒歩	36人	11%
合計	329人	100%



6. 利用状況を選んでください

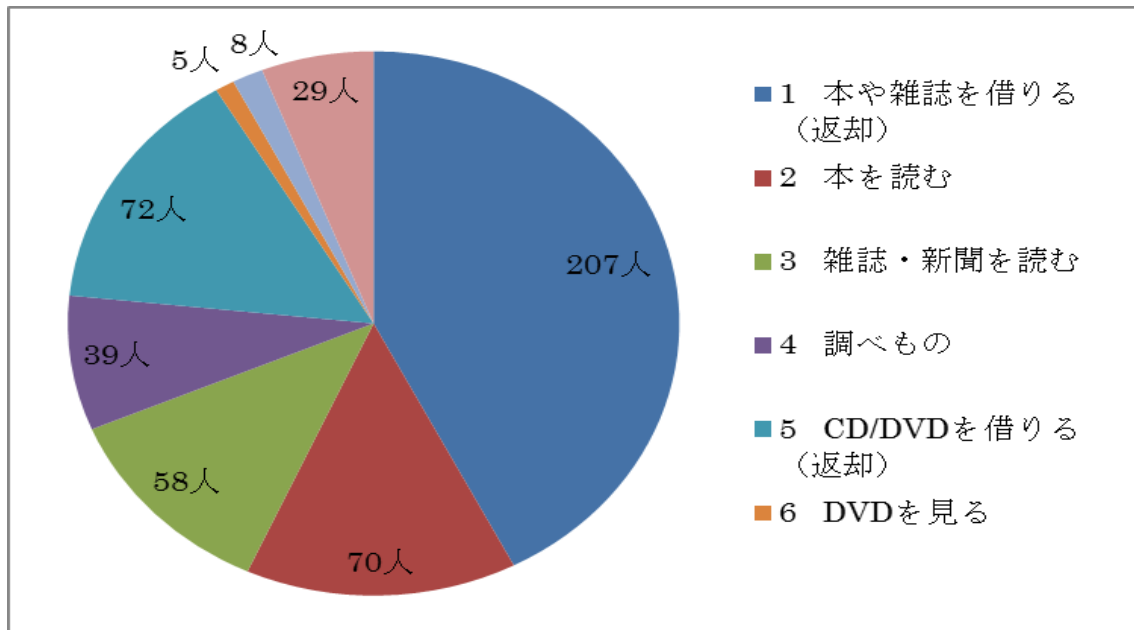
選択肢	回答数	構成比
1 ほぼ毎日	12人	4%
2 週3～4日	57人	17%
3 週1回	117人	36%
4 月数回	110人	33%
5 年数回	28人	9%
6 今回が初めて	5人	2%
合計	329人	100%



7. 目的を選んでください

※複数回答

選択肢	回答数	構成比
1 本や雑誌を借りる（返却）	207人	42%
2 本を読む	70人	14%
3 雑誌・新聞を読む	58人	12%
4 調べもの	39人	8%
5 CD/DVDを借りる（返却）	72人	15%
6 DVDを見る	5人	1%
7 インターネットを利用	8人	2%
8 その他（学習室で勉強）	29人	6%
合計	488人	100%

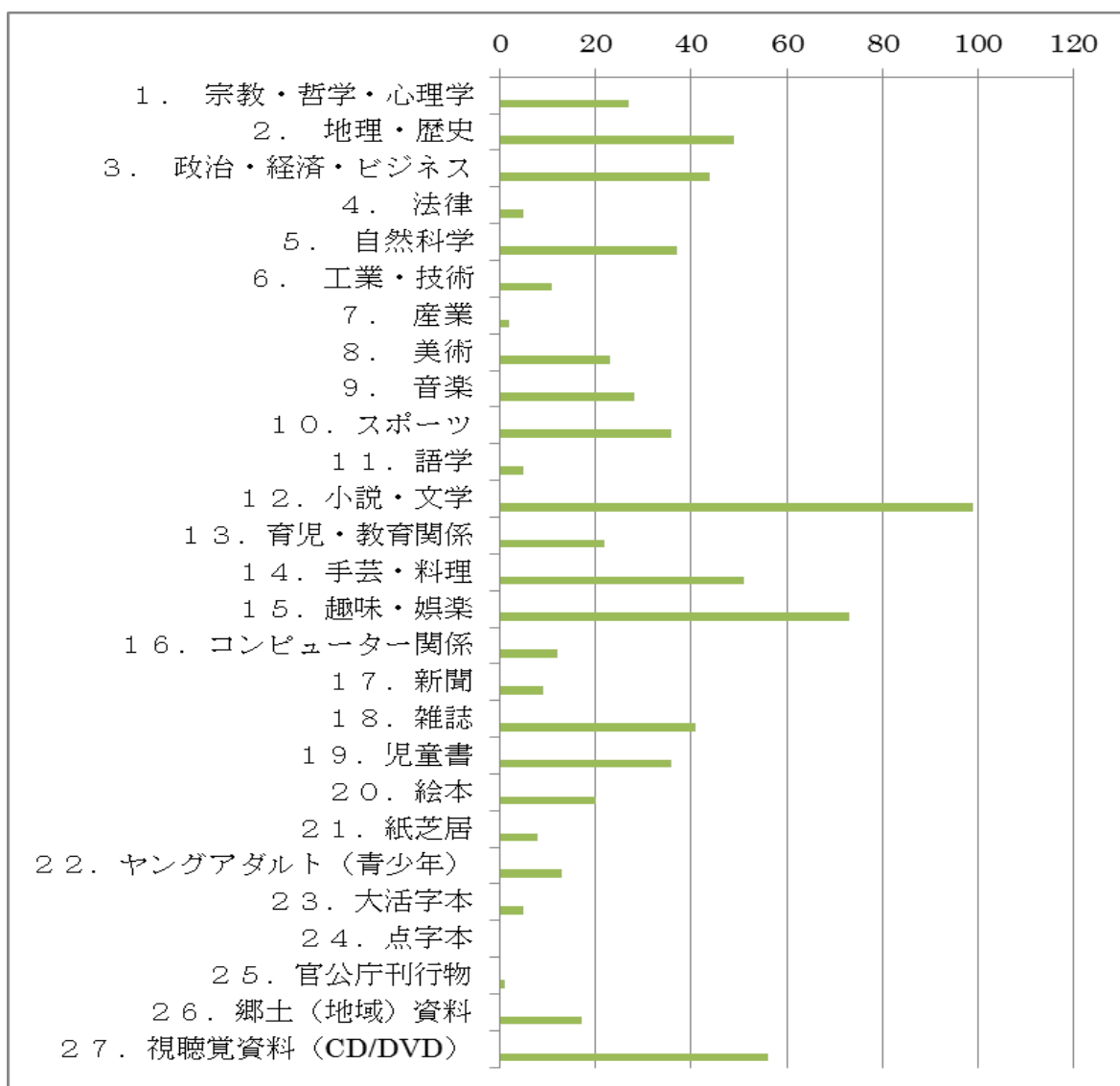


8. 充実してほしい資料を選んでください。

ジャンル別・年代別に集計 (複数回答)

ジャンル	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
1 宗教・哲学・心理学	4	3	7	3	3	4	3	27
2 地理・歴史	5	2	1	5	2	17	17	49
3 政治経済・ビジネス	1	4	3	7	1	14	14	44
4 法律			1	1		2	1	5
5 自然科学	5	4	2	2	4	14	6	37
6 工業・技術	1			1	2	4	3	11
7 産業	2							2
8 美術	1	1	1	2	4	7	7	23
9 音楽	8	3	3	6	1	3	4	28
10 スポーツ	7	2	3	10	4	5	5	36
11 語学			1			1	3	5
12 小説・文学	14	4	6	13	16	30	16	99
13 育児・教育関係	1	3	12	2	2	2		22
14 手芸・料理	2	6	11	11	8	9	4	51
15 趣味・娯楽	3	4	12	9	7	24	14	73
16 コンピュータ関係			1	3	2	4	2	12
17 新聞					1	5	3	9
18 雑誌	6	6	5	5	4	9	6	41
19 児童書	4	2	12	14	2	2		36
20 絵本	4	1	6	7	1		1	20

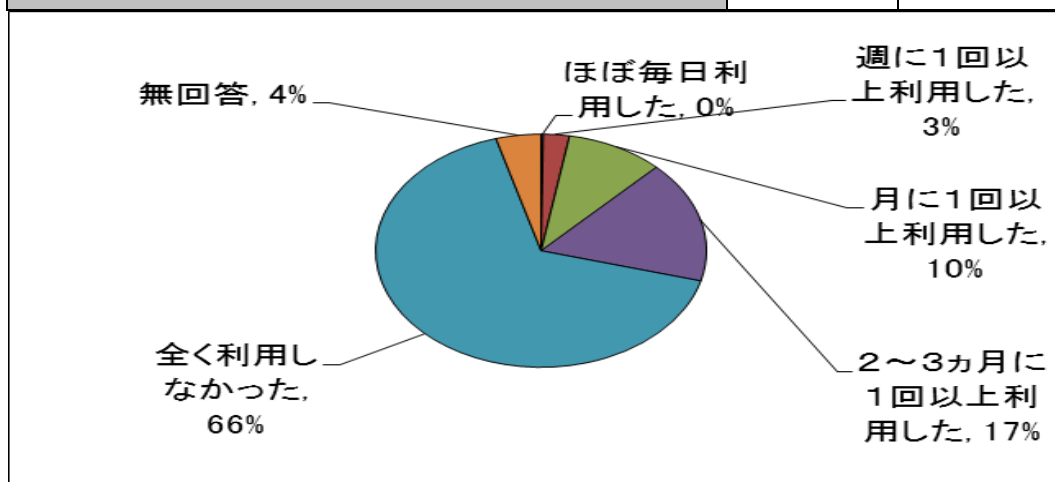
21	紙芝居	2			5		1		8
22	ヤングアダルト(青少年)	4	1	2	2		3	1	13
23	大活字本					1	2	2	5
24	点字本								0
25	官公庁刊行物				1				1
26	郷土(地域)資料	1	1	2	1	2	5	5	17
27	CD・DVD	12	4	12	15	4	5	4	56



市民アンケート調査・結果（平成24年度2,000人中 回答977人）

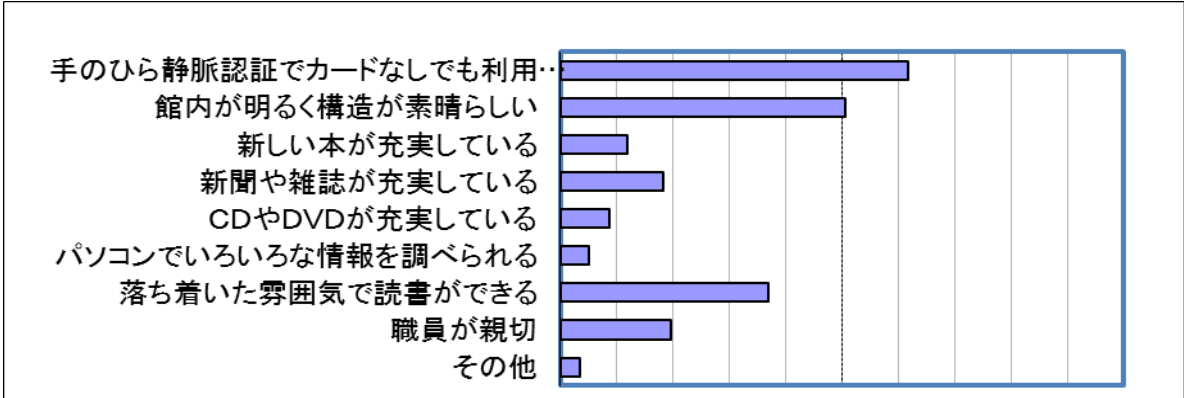
① 最近1年間で市立図書館をどの程度利用しましたか。

選択肢	回答数	構成比
1 ほぼ毎日利用した	2人	0%
2 週に1回以上利用した	25人	3%
3 月に1回以上利用した	93人	10%
4 2～3ヵ月に1回以上利用した	165人	17%
5 全く利用しなかった	649人	66%
6 無回答	43人	4%
合計	977人	100%



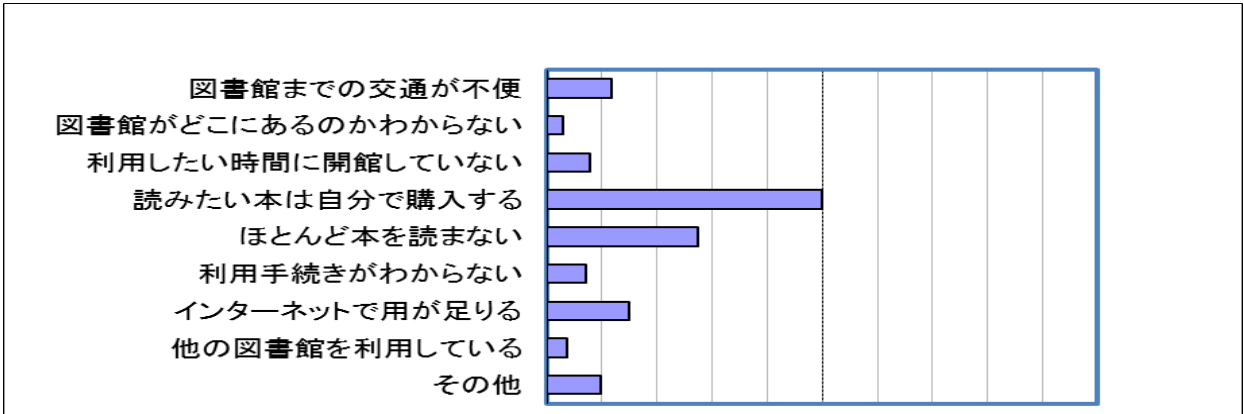
② 前問で1～4（利用した）と回答された方、どのような点が良いと感じていますか。

回答者数	285人	(3つ回答)
選択肢	回答数	構成比
1 手のひら静脈認証でカードなしでも利用できる	176人	29%
2 館内が明るく構造が素晴らしい	144人	23%
3 新しい本が充実している	34人	6%
4 新聞や雑誌が充実している	52人	8%
5 CDやDVDが充実している	25人	4%
6 パソコンでいろいろな情報を調べられる	14人	2%
7 落ち着いた雰囲気です読書ができる	105人	17%
8 職員が親切	56人	9%
9 その他（無料で利用できる,きれいな,近いため,駐車場が広い,きれいな,静か,入りやすい,自習室,自分で貸し出しできる,蔵書が豊富,子どもの絵本）	10人	2%
合計	616人	100%



③ 前々問で5（利用しなかった）と回答された方、その理由は。

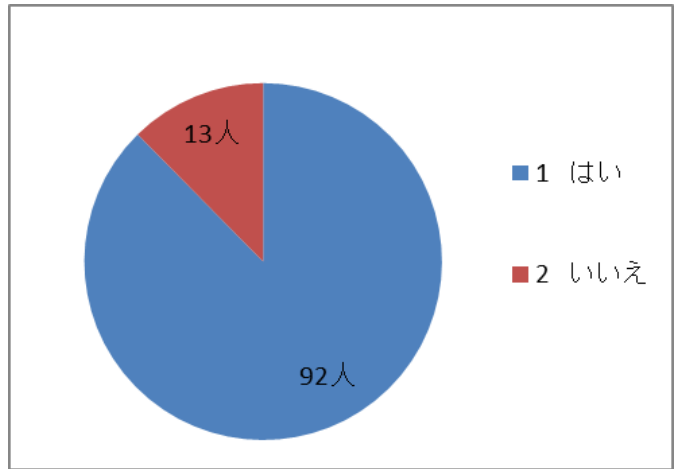
回答者数	649人	(3つ回答)
選択肢		
1	図書館までの交通が不便	76人 9%
2	図書館がどこにあるのかわからない	19人 2%
3	利用したい時間に開館していない	50人 6%
4	読みたい本は自分で購入する	324人 37%
5	ほとんど本を読まない	178人 20%
6	利用手続きがわからない	46人 5%
7	インターネットで用が足りる	97人 11%
8	他の図書館を利用している	23人 3%
9	その他(図書館に行く時間がない、図書館は必要ではないため、読書する時間がない、子どもが小さく迷惑になるため、混雑しているから、震災後は行く気がしない、蔵書が少ない、ほとんど市外にいるため、くつろぎながら読書がしたい、子どもが多く騒々しいから、書店を利用しているため、視力が低下しているため、市立図書館自体を知らなかったため、駐車場が狭いため、転入して日が浅いため、読書は自宅でするため、特に理由はない、病気のため、面倒であるため、利用したいとは思わないから)	63人 7%
合計		876人 100%



ブックスタートアンケート調査・結果
 (1歳6ヶ月検診・平成24年12月から平成25年度3月 105枚回収)

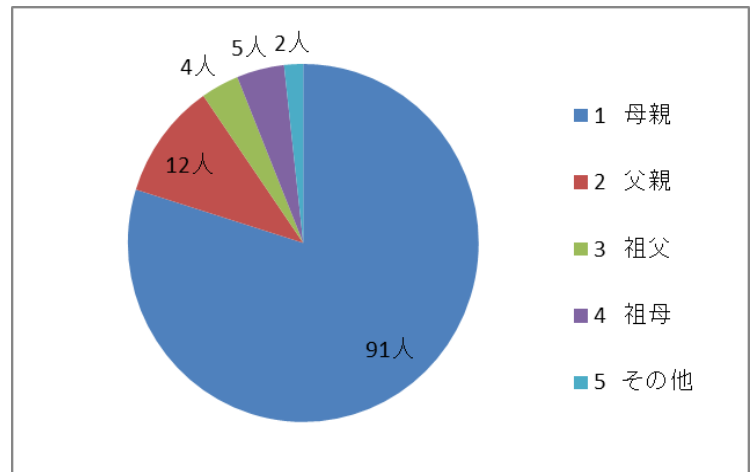
1. プレゼントの本は読みましたか

選択肢	回答数	構成比
1 はい	92人	88%
2 いいえ	13人	12%
合計	105人	100%



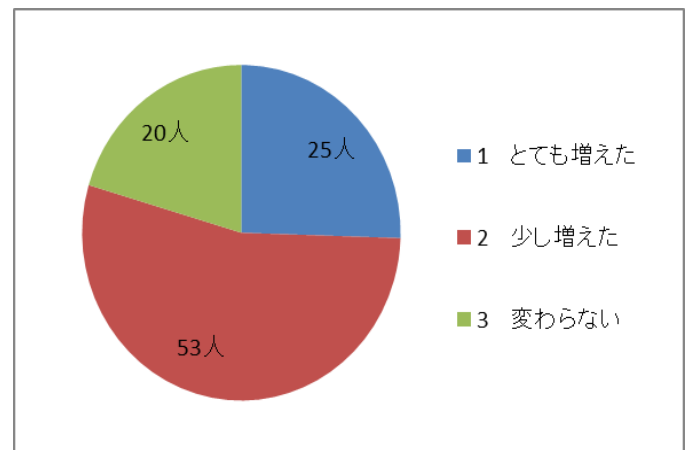
2. はいと答えた方にお尋ねします、主に誰が読んであげていましたか

選択肢	回答数	構成比
1 母親	91人	80%
2 父親	12人	11%
3 祖父	4人	3%
4 祖母	5人	4%
5 その他	2人	2%
合計	114人	100%



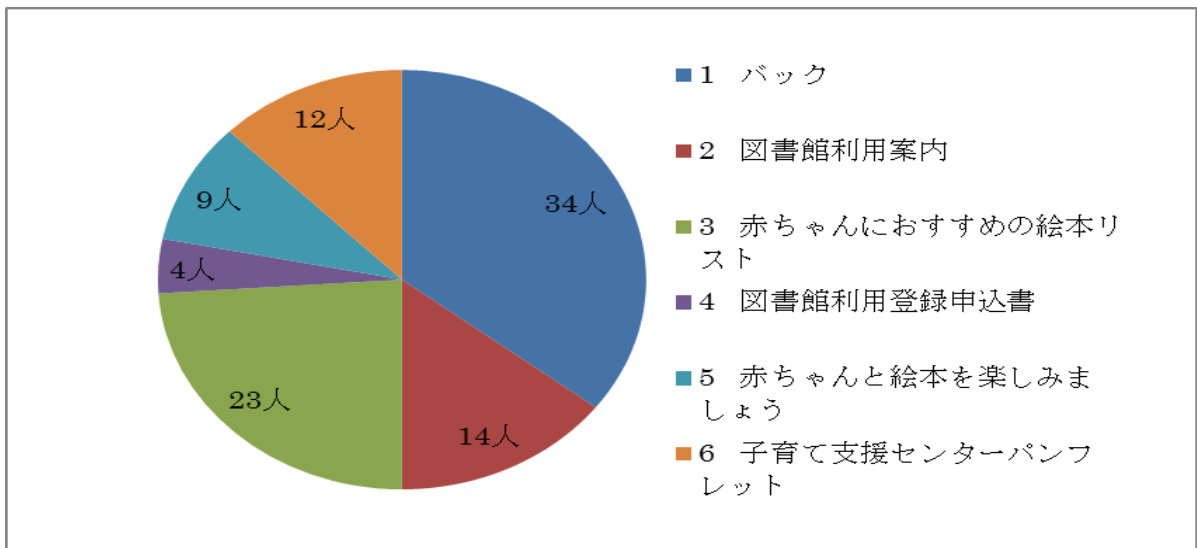
3. ブックスタートをきっかけに、お子さんに本を読んであげる機会が増えましたか

選択肢	回答数	構成比
1 とても増えた	25人	26%
2 少し増えた	53人	54%
3 変わらない	20人	20%
合計	98人	100%



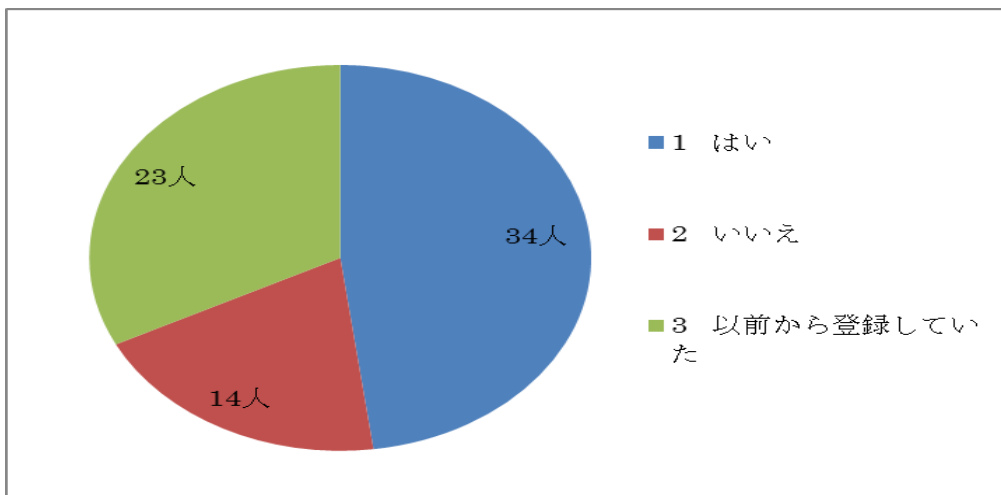
4. ブックスタート配布物のうち、活用できたものはありますか（複数回答可）

選択肢	回答数	構成比
1 バック	34人	35%
2 図書館利用案内	14人	15%
3 赤ちゃんにおすすめの絵本リスト	23人	24%
4 図書館利用登録申込書	4人	4%
5 赤ちゃん絵本を楽しみましょう	9人	9%
6 子育て支援センターパンフレット	12人	13%
合計	96人	100%



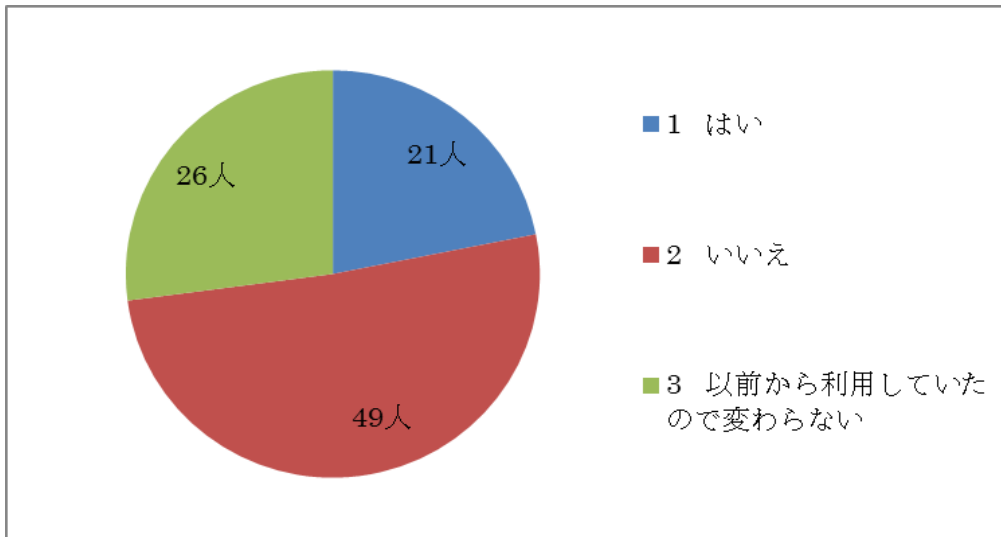
5. ブックスタート後、図書館の利用登録をしましたか

選択肢	回答数	構成比
1 はい	34人	48%
2 いいえ	14人	20%
3 以前から登録していた	23人	32%
合計	71人	100%



6. ブックスタート後、図書館を利用する機会が増えましたか

選択肢	回答数	構成比
1 はい	21人	22%
2 いいえ	49人	51%
3 以前から利用していたので変わらない	26人	27%
合計	96人	100%



7. ブックスタート後、図書館のおはなし会に参加するようになりましたか

選択肢	回答数	構成比
1 はい	5人	5%
2 いいえ	90人	93%
3 以前から参加していた	2人	2%
合計	97人	100%

